



山形県公報

平成21年6月9日(火)
第2049号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(長寿社会課) …719

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …720
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) …同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) …同
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) …同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) …721

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) …同

### 正 誤

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第46号

#### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和38年10月県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は有料老人ホーム廃止(休止)届(別記様式第26号)」を削り、同条に次の1項を加える。  
3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(別記様式第26号)によらなければならない。

別記様式第18号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「変更したい」を「変更した」に、「増加しようとする」を「増加した」に、「必要とする」を「必要とした」に、「行う」を「行つた」に、「変更しようとする」を「変更した」に改める。

別記様式第22号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「施設設置者 氏 名」を「施設設置者 職 氏 名」に、「変更したい」を「変更した」に改める。

別記様式第23号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「廃止したい」を「廃止した」に、「廃止予定年月日」を「廃止年月日」に改める。

別記様式第25号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「変更したい」を「変更した」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第592号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人きずな<br>米沢市相生町7番41号  | 訪問介護きずな<br>米沢市相生町7番41号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成21. 6. 1 |

### 山形県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営宝地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営宝地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
寒河江市役所  
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年6月12日から同年7月10日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第594号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名           | 地 区 名   | 工事完了年月日    |
|-----------------|---------|------------|
| 農 地 環 境 整 備 事 業 | 上 野 地 区 | 平成21年4月30日 |

### 山形県告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字亀岡字弘川4029-1から4029-9まで
- 2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び高島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第596号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高島町役場において縦覧に供する。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第292号
- 2 指定の場所 東置賜郡高島町大字安久津字福間田216番16、215番4、215番4先、東置賜郡高島町大字安久津字南浦222番5、222番6の内、222番6先、222番7
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長35.70メートル
- 4 指定年月日 平成21年5月28日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人食育ママ
  - (2) 代表者の氏名  
加藤 弥栄子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町片子5740番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子どもから高齢者まで全ての人々に対して、食育に関する事業を行い、人々が健康で心豊かに生活できることに寄与することを目的とする。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号  | ページ | 行  | 誤          | 正          |
|------------|-------------|-----|----|------------|------------|
| 平成21. 6. 1 | 号外(27)      | 1   | 5  | 山形県告示第557号 | 山形県告示第567号 |
| 同          | 6. 2 第2047号 | 685 | 23 | 山形県告示第558号 | 山形県告示第568号 |
| 同          | 同           | 686 | 1  | 山形県告示第559号 | 山形県告示第569号 |
| 同          | 同           | 同   | 18 | 山形県告示第560号 | 山形県告示第570号 |
| 同          | 同           | 同   | 33 | 山形県告示第561号 | 山形県告示第571号 |
| 同          | 同           | 687 | 1  | 山形県告示第562号 | 山形県告示第572号 |
| 同          | 同           | 同   | 38 | 山形県告示第563号 | 山形県告示第573号 |
| 同          | 同           | 同   | 51 | 山形県告示第564号 | 山形県告示第574号 |
| 同          | 同           | 688 | 28 | 山形県告示第565号 | 山形県告示第575号 |
| 同          | 同           | 689 | 12 | 山形県告示第566号 | 山形県告示第576号 |
| 同          | 同           | 同   | 30 | 山形県告示第567号 | 山形県告示第577号 |
| 同          | 同           | 690 | 1  | 山形県告示第568号 | 山形県告示第578号 |